

国立大学法人東京外国語大学旅費規程

平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 1 2 8 号

改正 平成 17 年 7 月 1 日規則第 61 号 平成 18 年 3 月 28 日規則第 24 号
平成 20 年 2 月 1 日規則第 10 号 平成 20 年 4 月 8 日規則第 40 号
平成 21 年 3 月 31 日規則第 53 号 平成 24 年 3 月 27 日規則第 57 号
平成 27 年 3 月 24 日規則第 44 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 38 号
平成 29 年 4 月 19 日規則第 39 号 令和 4 年 12 月 27 日規則第 118 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）
- 第 2 章 内国旅行の旅費（第 1 0 条－第 2 4 条）
- 第 3 章 外国旅行の旅費（第 2 5 条－第 3 1 条）
- 第 4 章 雑則（第 3 2 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の用務のため旅行する役員及び教職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者に支給する旅費に関して必要な事項を定め、もって業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 本学が職員及び職員以外の者に支給する旅費については、別に定めがある場合を除きこの規程の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（北海道、本州、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が本学の業務のため一時その常時勤務する地（以下「勤務地」という。以下同じ。）を離れて旅行し、又は職員以外の者が本学の依頼を受けた業務のため一時その勤務地又は住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員（非常勤職員を除く。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は異動を命ぜられた職員がその異動に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
- (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員以外の者が、本学の依頼に応じて業務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 3 職員が、外部機関の依頼に応じて旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、職員が、外部機関から旅費の全部又は一部を支給される場合は、その受ける限度において旅費を減額して支給する。
- 4 職員が、出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員に対して支給すべき旅費を遺族に対し支給する。
- 5 第1項及び第2項により旅費の支給を受けることができる者が、第4条第2項により旅行命令等が変更された場合において、当該出張のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、別表第1に掲げる旅行命令者（以下「旅行命令者」という。）の旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行なわなければならない。

(1) 前条第1項及び第3項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第2項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令者は、旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合は、当該旅行者に通知しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、速やかに旅行命令者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

- 2 旅行者が、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行をしたときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあって

は50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

(旅費の請求及び精算手続)

第8条 旅費(仮払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び仮払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者に提出しなければならない。

2 前項の請求書に添付する書類については、別に定める。

(報告)

第9条 旅行を終了したときは、速やかに必要な報告をしなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(内国旅費の種類)

第10条 内国旅行の旅費の種類は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 鉄道賃
- (2) 船賃
- (3) 航空賃
- (4) 車賃
- (5) 日当
- (6) 宿泊料
- (7) 移転料
- (8) 着後手当
- (9) 扶養親族移転料

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、乗車に要する運賃、急行料金、座席指定料金、特別車両料金(役員及び指定職基本給表の適用を受ける職員に限る。)とする。

2 急行料金は、特別急行、又は普通急行列車を運行する路線により旅行する場合に支給する。ただし、業務上やむを得ない場合を除き、特別急行料金は片道100キロメートル以上、普通急行料金は片道50キロメートル以上のものに支給する。

3 座席指定料金は、特別急行列車、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に支給する。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び特別船室その他船室の特別設備を利用するための料金による。

- (1) その乗船に要する最も安価な運賃
 - (2) 旅行命令者が必要と認めるときは、特別船室その他船室の特別設備の利用料金
- (航空賃)

第13条 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、その乗車に要するバスの運賃とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりバスの運賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(日当)

第15条 日当は、旅行中の日数に応じ別表第2の1日当たりの定額による。ただし、旅行者が同一地域(市町村の存する地域(特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域))に滞在する場合、滞在日数30日を超える日数については、別表第2の定額の10分の9(定額の9割に相当する額に100円未満に端数がある場合は、60円未満はこれを切り捨て、60円以上は切り上げるものとする。)に相当する額、滞在日数が60日を超える日数については、別表第2の定額の10分の8に相当する額(定額の8割に相当する額に100円未満に端数がある場合は、60円未満はこれを切り捨て、60円以上は切り上げるものとする。)を1日当たりの定額とする。

2 職員以外の者が鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル未満の旅行をする場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額とする。職員については、第22条によるものとする。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第16条 宿泊料は、別表第3の1夜当たりの定額による。

(移転料)

第17条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、移転前の住所又は居所から新勤務地までの路程に応じた別表4の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

(着後手当)

第18条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転の場合に支給し、その額は、別表第2の日当定額の5日分及び別表第3の宿泊料定額の5夜分相当を支給する。

2 次の各号に掲げる場合の着後手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する額とする。

- (1) 旅行者が勤務地に到着後、本学の宿舎若しくはこれに準ずる宿又は自宅に入るときは、別表第2の日当定額の2日分及び別表第3の宿泊料定額の2夜分に相当する額
- (2) 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満のときは、別表第2の日当定額の3日分及び別表第3の宿泊料定額の3夜分に相当する額
- (3) 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満のときは、別表第2の日当定額の4日分及び別表第3の宿泊料定額の4夜分に相当する額
(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料は、赴任の際扶養親族を旧勤務地（新たに採用された職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 12歳以上の者については、当該職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額。航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額とする。
- (2) 12歳未満6歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額。航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額とする。
- (3) 6歳未満（赴任を命ぜられた日において胎児であった子を含む。以下同じ。）の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満のものを3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額を支給する。

2 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、第17条及び前項に規定する額に相当する額を支給する。

第20条及び第21条 削除

(近距離旅行)

第22条 職員が、勤務地から片道50キロメートル未満の地域へ旅行（自動車による旅行を含む。）する場合は、原則日帰り旅行とし、旅行命令等に替えて旅行命令者への口頭確認を行わなければならない。この場合、鉄道賃、船賃及び車賃に限り実費を支給する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、通常の出張の手続きと同様の手続きをとった上、第15条及び第16条の規定により、日当及び宿泊料を支給する。

(職員以外の者の旅費)

第23条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、当該旅行に係る用務の内容、その者の学識、経験、年齢、社会的地位等を考慮して、これと同等と認められる職員に準じて別表第2及び別表第3を適用するものとする。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、当該職員の死亡地から勤務地までの往復及び必要な滞在に要す当該職員相当の旅費とする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅費の種類)

第25条 外国旅行の旅費の種類は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 鉄道賃
- (2) 船賃
- (3) 航空賃
- (4) 車賃
- (5) 日当
- (6) 宿泊料
- (7) 移転料
- (8) 着後手当
- (9) 扶養親族移転料
- (10) 行雑費

(鉄道賃)

第26条 鉄道賃は、路程に応じた次の各号に規定する範囲の旅客運賃（この条において「運賃」という。）を支給することができる。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、役員については、最上級の運賃、その他の者については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

2 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とする場合には、前項に規定する運賃のほかに、急行料金又は寝台料金を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、役員が特別の座席設備を利用した旅行をする場合は、第1項に規定する運賃、前項に規定する急行料金又は寝台料金のほか、その座席のための運賃を支給することができる。

(船賃)

第26条の2 船賃は、路程に応じた次の各号に規定する範囲の旅客運賃（この条において「運賃」という。）を支給することができる。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃
- (2) 最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員については、その階級内の最上級の直近下位の運賃、その他の者については、役員について定める運賃の級の直近下位の運賃
- (3) 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の下級の運賃
- (4) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

2 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前項に規定する運賃のほか

に、寝台料金を支給する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、役員が特別の運賃を必要とする客室を利用した旅行をする場合は、第1項に規定する運賃、前項に規定する寝台料金のほか、その船室のための運賃を支給することができる。

(航空賃)

第26条の3 航空賃は、路程に応じた次の各号に規定する範囲の旅客運賃（この条において「運賃」という。）、入出国税、空港施設使用料、航空保険料等を支給することができる。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員、副学長及び部局長並びに片道所要航空時間が8時間以上の旅行を行う教授相当職の者についてはビジネスクラスを上限とし現に購入した運賃、その他の者についてはエコノミークラスの現に購入した運賃。ただし、学長が必要と認めた場合は、その他の者についてもビジネスクラスを上限とすることができる。

- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
(車賃)

第26条の4 車賃は、借り上げ自動車の額による。ただし、路線バスを利用した場合は、その旅客運賃による。

(日当及び宿泊料)

第27条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第6の定額による。ただし、旅行者が同一旅行地に滞在する場合、その地域に到達した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える日数については、別表第6の定額の10分の9に相当する額（定額の9割に相当する額に100円未満に端数がある場合は、60円未満はこれを切り捨て、60円以上は切り上げるものとする。）、滞在日数が60日を超える日数については、別表第6の定額の10分の8に相当する額（定額の8割に相当する額に100円未満に端数がある場合は、60円未満はこれを切り捨て、60円以上は切り上げるものとする。）を1日当たりの定額とする。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除外する。

(移転料)

第28条 赴任の際、扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、旧勤務地（新たに採用された職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。）から新勤務地までの路程に応じ、別表第7に定める額（以下本条において「定額」という。）とする。ただし、2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額とする。

- 2 赴任の際、扶養親族を随伴しない場合には、前項に規定する額の2分の1に相当する額による。

- 3 赴任の際、扶養親族を随伴しないが、外国に在勤中、学長の承認を受け、同一勤務地について一回限り、扶養親族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合の移転料の

額は、赴任の際に扶養親族を居住地から新勤務地へ随伴して赴任したものとみなして、第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、既に支給した移転料の額を差し引いた額とする。

(着後手当)

第29条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転の場合に支給し、その額は、別表第2または別表第6の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分相当を支給する。

(扶養親族移転料)

第30条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 扶養親族を旧勤務地から新勤務地に随伴するとき。
- (2) 外国に勤務中、学長の承認を受け、同一勤務地について一回限り、扶養親族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

2 扶養親族移転料は、赴任を命ぜられた日における随伴する扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

- (1) 配偶者及び12歳以上の子については、その移転の際における当該職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (2) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額。航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額とする。

(旅行雑費)

第31条 旅行雑費の額は、次の各号に定める事項に要した額により実費を支給する。

- (1) 旅行者の予防注射
- (2) 旅券の交付手数料及び査証手数料
- (3) 入出国税
- (4) 旅客サービス施設使用料
- (5) 査証取得のための代理手数料（旅行会社への支払分に限る。）
- (6) 査証取得のための健康診断料
- (7) 航空券の発券手数料及び発送手数料

第4章 雑則

(旅費の調整)

第32条 旅行命令者は、当該旅行の性質上又は当該旅行における特別の事情により、この規程による旅費を支給することが適当でないとする場合は、一部を減額して支給することができる。

2 旅行命令者は、当該旅行の性質上又は当該旅行における特別の事情により、この規程による旅費により旅行することが困難であると認める場合は、これを増額して支給することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部が存続する間は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、外国語学部長を旅行命令者とし、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行する。

別表第1（第4条関係）

旅行命令者

旅行命令者	旅行命令を受ける者	旅行命令の範囲
学長	以下に定める者以外の者	以下に定める範囲以外
事務局長	事務局所属の職員及び当該部局の用務に係る旅行をする職員以外の者（事務局長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
言語文化学部長	言語文化学部の用務に係る旅行をする職員以外の者（学部長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
国際社会学部長	国際社会学部の用務に係る旅行をする職員以外の者（学部長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
国際日本学部長	国際日本学部の用務に係る旅行をする職員以外の者（学部長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
大学院総合国際学研究科長	大学院総合国際学研究科所属の職員及び当該部局の用務に係る旅行をする職員以外の者（研究科長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
大学院総合国際学研究院長	大学院総合国際学研究院所属の職員及び当該部局の用務に係る旅行をする職員以外の者（研究院長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
大学院国際日本学研究院長	大学院国際日本学研究院所属の職員及び当該部局の用務に係る旅行をする職員以外の者（研究院長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
アジア・アフリカ言語文化研究所長	アジア・アフリカ言語文化研究所所属の職員及び当該部局の用務に係る旅行をする職員以外の者（研究所長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
附属図書館長	附属図書館の用務に係る旅行をする職員以外の者（附属図書館長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
留学生日本語教育センター長	留学生日本語教育センターの用	内国旅行及び30日未

	務に係る旅行をする職員以外の者（センター長を除く。）	満の外国旅行
保健管理センター所長	保健管理センター所属の職員及び当該部局の用務に係る旅行をする職員以外の者（所長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
国際日本研究センター長	国際日本研究センター所属の職員及び当該組織の用務に係る旅行をする職員以外の者（センター長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
世界言語社会教育センター長	世界言語社会教育センター所属の職員及び当該組織の用務に係る旅行をする職員以外の者（センター長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
現代アフリカ地域研究センター長	現代アフリカ地域研究センター所属の職員及び当該組織の用務に係る旅行をする職員以外の者（センター長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
学際研究共創センター長	学際研究共創センター所属の職員及び当該組織の用務に係る旅行をする職員以外の者（センター長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行
多言語多文化共生センター長	多言語多文化共生センター所属の職員及び当該組織の用務に係る旅行をする職員以外の者（センター長を除く。）	内国旅行及び30日未満の外国旅行

別表第2（第15条関係）

内国旅行の日当

区分	日当（1日につき）
役員、指定職基本給表の適用を受ける職員及び部局長	2,900円
その他の教職員等	2,300円
学生（大学院生含む）	1,600円

別表第3（第16条関係）

内国旅行の宿泊料

区分	宿泊料（1夜につき）
役員、指定職基本給表の適用を受ける職員及び部局長	13,600円
その他の教職員等	11,000円
学生（大学院生含む）	8,000円

別表第4（第17条関係）

移転料

区分	職種	級・号	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
			50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満
役員及び 指定職基 本給表の 適用を受 ける職員			126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円
9級以上 の職員	事務・ 技術職 教育職 看護職	9級以上 4級6号以上 7級	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円
6級以上 8級以下 の職員	事務・ 技術職 教育職 技能職 看護職	6級以上8級以 下 3級3号以上 4級5号以下 6級 5級1号以上 6級以下	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円
5級以下 の職員	事務・ 技術職 教育職 技能職 看護職	5級以下 3級2号以下 5級以下 4級以下	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円

区分	職種	級・号	鉄道 500km 以上 1,000km 未満	鉄道 1,000km 以上 1,500km 未満	鉄道 1,500km 以上 2,000km 未満	鉄道 2,000km 以上
役員及び 指定職基 本給表の 適用を受 ける職員			292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
9 級以上 の職員	事務・ 技術職 教育職 看護職	9 級以上 4 級 6 号以上 7 級	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
6 級以上 8 級以下 の職員	事務・ 技術職 教育職 技能職 看護職	6 級以上 8 級以下 3 級 3 号以上 4 級 5 号以下 6 級 5 級 1 号以上 6 級以下	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
5 級以下 の職員	事務・ 技術職 教育職 技能職 看護職	5 級以下 3 級 2 号以下 5 級以下 4 級以下	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 km をもって鉄道 1 km とみなす。

別表第5 削除

別表第6 (第27条関係)

外国旅行の日当

区分	日当 (1日につき)	
	(指定都市)	(指定都市以外)
役員、指定職基本給表の適用を受ける職員及び部局長	8,000円	5,700円
その他の教職員等	6,400円	4,600円
学生 (大学院生含む)	5,100円	3,600円

備考 指定都市、指定都市以外の区分については、別に定める。

外国旅行の宿泊料

区分	宿泊料 (1夜につき)	
	(指定都市)	(指定都市以外)
役員、指定職基本給表の適用を受ける職員及び部局長	24,900円	17,500円
その他の教職員等	20,200円	14,200円
学生 (大学院生含む)	15,600円	10,900円

備考 指定都市、指定都市以外の区分については、別に定める。

別表第7（第28条関係）

外国旅行の移転料

（円）

区分	職種	級・号	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
			100km 未満	100km 以上 500km 未満	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 5,000km 未満	5,000km 以上 10,000km 未満	10,000km 以上 15,000km 未満	15,000km 以上 20,000km 未満	20,000km 以上
役員及び 指定職基 本給表の 適用を受 ける職員			141,000	188,000	269,000	338,000	425,000	521,000	575,000	628,000	680,000	734,000
9級以上 の職員	事務・ 技術職	9級 以上	141,000	188,000	269,000	338,000	425,000	521,000	575,000	628,000	680,000	734,000
	教育職	4級 6号 以上										
	技能職											
	看護職	7級										
8級以下 6級以上 の職員	事務・ 技術職	6級 以上 8級 以下	116,000	154,000	220,000	276,000	348,000	428,000	471,000	514,000	556,000	601,000
	教育職	3級 3号 以上 4級 5号 以下										
	技能職	6級										
	看護職	5級 1号 以上 6級 以下										
5級以下 の職員	事務・技 術職	5級 以下	95,000	126,000	180,000	226,000	285,000	350,000	386,000	421,000	456,000	493,000
	教育職	3級 2号 以下										
	技能職	5級 以下										
	看護職	4級 以下										

